

## 新潟県条例第88号

### 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例

#### (目的)

**第1条** この条例は、薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、青少年をはじめとする県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公共の安全を維持し、もって県民が健康に安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
  - (2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
  - (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
  - (4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから
  - (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
  - (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「興奮等の作用」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品並びに酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。）
- 2 この条例において「基準該当製品」とは、その名称、形状、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から危険薬物を含有する可能性がある物として、新潟県薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて知事が別に定める基準に該当するものをいう。

#### (県の責務)

**第3条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

#### (県民の責務)

**第4条** 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (推進体制の整備)

**第5条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

#### (調査研究の推進)

**第6条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を推進するものとする。

#### (国等との連携等)

**第7条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の実施に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体（以下「国等」という。）との協力及び連携を図るものとする。

2 県は、薬物の濫用を防止するため必要があると認めるときは、国等に対し、意見を述べ、必要な措置をとるよう求めるものとする。

#### (監視及び指導)

**第8条** 県は、薬物の濫用を防止するため、監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

#### (情報の収集及び提供)

**第9条** 県は、薬物の濫用による被害の発生を防止するため、薬物に関する情報を収集するとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

#### (教育及び啓発)

**第10条** 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるようにするため、教育及び啓発に努めるものとする。

(基準該当製品の販売等の手続等)

**第11条** 基準該当製品を販売し、又は授与しようとする者(次項において「基準該当製品販売者」という。)は、販売し、又は授与する基準該当製品の直接の容器又は被包(以下「容器等」という。)に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 当該基準該当製品の名称及び用途

(2) 当該基準該当製品の製造者又は輸入者の氏名(法人にあっては、名称。以下同じ。)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)

2 基準該当製品販売者は、販売し、又は授与する基準該当製品について、吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用することを助長し、又は誘発するような広告又は宣伝を行ってはならない。

(知事監視店の指定)

**第12条** 知事は、基準該当製品の販売、授与等の業務を行う県内の店舗、事業所その他の場所(以下「店舗等」という。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該店舗等を知事監視店として指定することができる。

(1) 当該店舗等又は当該店舗等において販売、授与等の用に供する基準該当製品が貯蔵されている場所(以下「貯蔵場所」という。)において、直接の容器等に前条第1項各号に掲げる事項が記載されていない基準該当製品が貯蔵され、又は陳列されていること。

(2) 当該店舗等において、基準該当製品を人の身体にみだりに使用することを助長し、又は誘発すると認められる広告又は宣伝がされていること。

(3) 国等関係機関から収集した情報により、当該店舗等で購入し、又は譲り受けた基準該当製品を使用した者が、その直後に興奮等の作用を受けた状態で交通事故を起こし、犯罪行為をし、又は救急搬送されたことがあること。

(4) 国等関係機関から収集した情報により、当該店舗等において、第2条第1項第6号の指定薬物に該当することとなった物を販売し、又は授与したことがあり、現に同号の指定薬物を販売し、又は授与するおそれがあると認められること。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該店舗等又は貯蔵場所に貯蔵され、又は陳列されている基準該当製品が人の身体にみだりに使用されることを防止するために緊急の必要がある場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで第1項の規定による指定をしたときは、当該指定の内容を審議会に報告するものとする。

4 第1項の規定による指定は、知事監視店の名称、所在地、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

5 前項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(知事監視店の指定の解除)

**第13条** 知事は、前条第1項の規定により指定した知事監視店が廃止された場合その他の事情により当該指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、知事監視店の名称、所在地、解除の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

3 知事は、前項の規定による告示をする前に、当該告示の内容を審議会に報告するものとする。

(知事監視基準該当製品の販売等の手続)

**第14条** 知事監視店又は貯蔵場所に貯蔵され、又は陳列されている基準該当製品を販売し、又は授与しようとする者(以下「知事監視店販売者」という。)は、販売し、又は授与する基準該当製品(以下「知事監視基準該当製品」という。)の直接の容器等に知事監視店販売者の氏名、住所及び連絡先を記載しなければならない。

2 知事監視店販売者は、知事監視基準該当製品を販売し、又は授与するときは、当該知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名及び住所並びにその者が個人である場合にあっては、年齢を確認するとともに、その者(未成年者である場合にあっては、当該未成年者の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)を含む。)に対して当該知事監視基準該当製品に関する次に掲げる事項を記載した書面(以下「説明書」という。)を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 名称、用途及び使用方法

- (2) 吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用してはならないことその他遵守すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体にみだりに使用されることを防止するために必要な情報
- 3 知事は、説明書の記載事項を確認するために必要があると認めるときは、知事監視店販売者に対し、説明書の提出を求めることができる。
- 4 知事は、前項の規定により提出を受けた説明書の記載事項について、当該知事監視基準該当製品が人の身体にみだりに使用されることを防止するためには適切でないとき、知事監視店販売者に対し、必要な指導を行うことができる。
- 5 知事監視店販売者は、知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者から、氏名及び住所、説明書の記載事項を遵守し、知事監視基準該当製品を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面（以下「誓約書」という。）の提出を受けなければ、知事監視基準該当製品を販売し、又は授与してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 6 前項本文の場合において、知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者が未成年者であるときは、知事監視店販売者は、当該未成年者の保護者から、当該保護者の氏名及び住所、当該未成年者に説明書の記載事項を遵守させる旨その他規則で定める事項を記載した書面の提出を直接受けなければ、当該知事監視基準該当製品を販売し、又は授与してはならない。
- 7 知事監視店販売者は、基準該当製品を製造し、購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかなければならない。
- 8 知事監視店販売者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日から3年間保存しなければならない。
- (1) 誓約書及び第6項に規定する書面 知事監視基準該当製品を販売し、又は授与した日
- (2) 前項の書面 基準該当製品を製造し、購入し、又は譲り受けた日  
(知事監視店販売者から購入等する者の手続等)

**第15条** 知事監視店販売者から知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者（その者が未成年者であるときは、当該未成年者及びその保護者）は、次に掲げる事項を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 誓約書及び前条第6項に規定する書面を当該知事監視店販売者に提出すること。
- (2) 知事監視基準該当製品を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名、住所及び年齢を確認できる書類等（その者が未成年者であるときは、当該未成年者の保護者の氏名及び住所を確認できる書類等を含む。）を提示すること。

2 前項第1号の規定により誓約書又は書面を提出した者は、その内容を遵守しなければならない。  
(知事指定薬物の指定)

**第16条** 知事は、危険薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものを知事指定薬物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。ただし、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで第1項の規定による指定をしたときは、当該指定の内容を審議会に報告するものとする。
- 4 第1項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。  
(知事指定薬物の指定の失効)

**第17条** 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。
- 3 第26条から第30条までの規定は、第1項の規定による知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。  
(知事指定薬物の販売等の禁止)

**第18条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。
- (3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

- (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること（販売又は授与の目的で所持する場合を除く。）。
- (5) 多数の人が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんすること。
- （警告）

**第19条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第11条第1項の規定に違反して基準該当製品の直接の容器等に同項各号に掲げる事項を記載しなかった者
- (2) 第11条第2項の規定に違反して広告又は宣伝を行った者
- (3) 第14条第1項、第2項、第5項又は第6項の規定に違反して知事監視基準該当製品を販売し、又は授与した者
- (4) 第14条第3項の規定による説明書の提出の求めに応じなかった者
- (5) 第14条第4項の規定による指導に応じなかった者
- (6) 第14条第7項の規定に違反して書面に記載しなかった者
- (7) 第14条第8項の規定に違反して誓約書又は書面を保存しなかった者
- (8) 第15条第1項第1号の規定に違反して誓約書又は書面を提出しなかった者
- (9) 第15条第1項第2号の規定に違反して書類等を提示しなかった者
- (10) 第15条第2項の規定に違反して誓約書又は書面の内容を遵守しなかった者
- (11) 第18条第1号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者
- (12) 第18条第2号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者
- (13) 第18条第3号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者
- (14) 第18条第4号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者（販売又は授与の目的で所持した者を除く。）
- (15) 第18条第5号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

2 前項の警告は、書面を交付して行うものとする。

（警告違反等に係る命令）

**第20条** 知事は、前条第1項第1号から第7号までの規定による警告を受けた者がその警告に従わない場合であって、基準該当製品が人の身体にみだりに使用されることを防止するために必要があると認めるときは、その者に対し、基準該当製品の販売若しくは授与の中止を命じ、又は基準該当製品の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、基準該当製品の販売若しくは授与の中止を命じ、又は基準該当製品の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 基準該当製品が人の身体にみだりに使用されることを防止するために緊急の必要がある場合で、前条第1項第1号から第7号までの規定による警告を発するいとまがないとき。
- (2) 前条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第1号から第7号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。

3 知事は、前条第1項第11号から第14号までの規定による警告を受けた者がその警告に従わないときは、その者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲り受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項第11号から第14号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 知事指定薬物による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するために緊急の必要がある場合で、前条第1項第11号から第14号までの規定による警告を発するいとまがないとき。
- (2) 前条第1項第11号から第14号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第11号から第14号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。

5 知事は、第2項第1号又は第4項第1号の規定による命令をしたときは、当該命令の内容を審議会に報告するものとする。

（公表）

**第21条** 知事は、前条第1項から第4項までの規定による命令を行ったときは、規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法によって公表することができる。

(公安委員会の要請)

**第22条** 公安委員会は、危険薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(通報義務)

**第23条** 何人も、家族、知人その他の者についての医薬品医療機器等法、この条例その他の関係法令に違反する薬物の使用、所持等に関する情報を入手したときは、速やかに県又は関係機関に通報するものとする。

(立入調査等)

**第24条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、基準該当製品又は知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「基準該当製品等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り基準該当製品等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、基準該当製品等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第26条** 第20条第3項又は第4項の規定による命令（第19条第1項第11号又は第12号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第27条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1号又は第2号の規定に違反した者

(2) 第20条第3項又は第4項の規定による命令（第19条第1項第13号又は第14号に係るものに限る。）に違反した者

**第28条** 第18条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

**第29条** 第24条第1項若しくは第2項の規定による立入調査若しくは同条第1項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

**第30条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

**第31条** 第19条第1項第8号から第10号までの規定による警告に従わない者又は第20条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第14条、第15条、第18条から第21条まで及び第26条から第31条までの規定は、平成27年2月1日から施行する。